



# 金 沢 市 公 報

号外第1号

平成23年(2011年)2月8日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目次	ページ	都市計画法の規定に基づく都市計画の変更に ついて	( " ) 1
公 告			
都市計画法の規定に基づく都市計画の決定に ついて	1	(都市計画課)	

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成23年2月8日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を決定する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画 伝統的建造物群 保存地区	金沢市鷺町、子来町、東山1丁目、東山2丁目及び山の上町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成23年2月8日から 同月22日まで	卯辰山麓伝統的 建造物群保存地区

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成23年2月8日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間
金沢都市計画 用途地域	金沢市大河端町、須崎町、直江町及び南新保町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成23年2月8日から 同月22日まで
金沢都市計画 特別用途地区 (大規模集客施 設制限地区)	金沢市大河端町の一部		
金沢都市計画 高度地区	金沢市南新保町の一部		

平成23年(2011年)2月8日 印刷  
平成23年(2011年)2月8日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄